

畜産会

経営情報

No. 420
令和6年11月20日公益社団法人 **中央畜産会**
Japan Livestock Industry Association〒101-0021
東京都千代田区外神田2丁目16番2号 第2デーアイシービル9階
TEL.03-6206-0846 FAX.03-5289-0890 URL https://jlia.lin.gr.jp

主な記事

1 畜産学習室

**畜産特別資金借受者への経営改善指導(第29回)
長崎県における畜産特別資金借受者への取り組み**
(一社) 長崎県畜産協会 岡山 仁大

3 畜産学習室

**畜産経営特有の取引におけるインボイス制度
対応**
税理士 森 剛一

2 畜産データボックス

**畜産クラスターに係る全国実態調査結果について
—肉用牛繁殖編—**
(公社) 中央畜産会 水野 希海

4 お知らせ

各種交付金単価の公表について

1 畜産学習室

**畜産特別資金借受者への経営改善指導(第29回)
長崎県における畜産特別資金借受者への取り組み**

(一社) 長崎県畜産協会 岡山 仁大

はじめに

前号では、長崎県における畜産特別資金等借受者に対する、長崎県畜産経営改善推進協議会(以下、「支援協議会」という)が取り組んできた融資機関(JA)への指導・支援、経営改善計画書の見直しおよび達成指導の内容を紹介しました。

今回は県畜産課、支援協議会が、地元県指導機関の協力を得ながら実施してきた経営改善指導(濃密指導)事例について紹介します。

前号で記載したとおり、本県では平成21年・22年に畜産経営維持緊急支援資金(大

家畜緊急支援資金)の借り入れが18件【4融資機関(JA)】あり、この借入者18名および融資機関の指導の在り方について県畜産課と支援協議会が協議し、平成23年度から開始し、平成24年度から1名、平成28年度から2名の畜産特別資金(大家畜特別支援資金)借入者を追加して、地元に出向いて経営改善計画書の見直し協議、経営改善指導(濃密指導)実施してきました。

表1は、平成23年度から令和5年度までに経営改善指導(濃密指導)を実施してきた対象者数の推移です。平成23年度以降、10名が指導対象外(卒業)となり、また、償還

(表1) 経営改善指導（濃密指導）の対象者数の推移

単位：名

借入資金名	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
大家畜緊急支援資金	17	16	15	14	12	12	10	10	8	7	4	4	3
大家畜特別支援資金	-	1	1	1	1	1	3	3	3	3	3	2	0

※ H23 は、18 名中 1 名の借入者が急逝したため指導対象外とした

期間途中で全額償還した借入者が 5 名、廃業（本人急逝）が 1 名、経営中止が 1 名で、令和 5 年度の指導対象者は 3 名となっています。

事例紹介

経営改善指導（濃密指導）の対象者の中で、平成 28 年度に最初の指導対象外（卒業）となった S 氏の事例を紹介します。

1. S 氏の概要

- ① 経営形態：肉用牛繁殖経営
- ② 貸付資金：畜産経営維持緊急支援資金（大家畜緊急支援資金）
- ③ 貸付実行日：平成 22 年 5 月 31 日
- ④ 貸付金額：32,975,000 円
- ⑤ 償還期限：25 年（うち据置期間 5 年）
- ⑥ 償還年月日：令和 2 年 5 月 31 日～令和 17 年 5 月 31 日

2. 借入時の問題点

- ・子牛価格の低迷による売上の減少。
- ・設備投資、繁殖牛増頭による運転資金の不足（購買未払（収）金の増加）。

3. 経営改善計画の概要

- ・子牛房での蜜飼いや子牛の増体（DG）の改善を図るため、キャトルステーション

（JA 施設）を活用して、子牛販売価格の向上を目指す。

- ・地元指導機関（県振興局・家畜保健所）、融資機関（JA）による定期的な巡回指導を行い、繁殖成績などの技術改善を図る。
- ・県畜産課、支援協議会による地元での経営改善指導（年 2 回）の実施により、月ごとの収支状況、借入金（全体）の償還状況、子牛の出荷成績（市ごと）、繁殖成績などを協議し、経営および技術改善を図っていく。
- ・借入者と JA 支店による個人面談、経営改善指導の事前協議により、借入者に経営状況を認識させ、経営改善を図る（必要に応じて、畜産協会も同席する）。

4. 指導体制

- ① 巡回指導：地元県振興局、県家畜保健衛生所、JA 畜産課
- ② 経営改善指導：年 2 回、地元に出向いて指導協議会を実施する

〈参集者〉

県畜産課・県機関（振興局、家畜保健衛生所）・JA（金融部、畜産部、支店）・県畜産経営改善推進協議会（JA 県中央会、全農県本部、農業信用基金協会、農林中金、（株）日本政策金融公庫、畜産協会）

5. 経営改善に向けた取り組み

① 借入者の取り組みのポイント

- ・自給飼料の肥料費を抑えるため、堆肥を活用する。
- ・子牛の蜜飼いによるストレスや事故の防止、子牛の出荷時の体重（DG）のバラつきを解消するために、キャトルステーション（JA 施設）を活用して、市場平均以上の販売価格を目指す。
- ・経営状況が安定してきたら、繁殖牛を増頭する（自家保留と導入牛事業を併用）。

② 指導における取り組みのポイント

- ・長期不受胎牛を早期に処分し、無駄な経費（購入飼料等）を削減させる。
- ・分娩後の死亡事故をなくし、子牛出荷頭数を減らさないようにする。
- ・自家保留は当面しないで、生まれた子牛は全頭販売して、できるだけ収入を得るようにする。
- ・金利の高い購買未払（収）金を優先して減少させ、限度額内になったら償還積立をさせる。

6. 経営改善指導の結果

S 氏の経営改善指導は、平成 23 年～平成 28 年まで実施してきました。表 2 は、経営改善指導協議会時に融資機関（JA）より提出された収支内訳書、子牛出荷成績書の状況を取りまとめた内容です。

前述の「5. 経営改善に向けた取り組み」で取り組んできた、子牛の事故防止による出荷頭数の増頭や、子牛の出荷体重および日齢体重の向上により、出荷成績は平成 22 年の成績より着実に改善が図られています。

なお、子牛価格の上昇が予想以上に続いた

ことから、購買未収金は限度額（4,000 千円）内に減少し、購買未収金利息の発生もゼロで推移しています。

また、償還積立金については、平成 28 年時で預貯金・定期預金合わせて 20,000 千円程度まで増えたことにより、償還積立をしながら、追加投資ができるほど経営状況は改善しました。

以上の結果を踏まえ、県畜産課と支援協議会が協議して、S 氏を平成 29 年以降の経営改善指導の対象者から、除外（卒業）することとしました。

表 3 は前号で記載しました「畜特資金借入者の負債の残高等経営改善の進捗状況調査」から、長崎県版に取りまとめた当該年 12 月末畜特資金の残高調査のうち、S 氏の平成 29 年 12 月末～令和 5 年 12 月末の調査結果です。

S 氏は、平成 28 年をもって経営改善指導の対象者から除外となりましたが、平成 29 年以降も毎年残高調査を実施し、経営状況を把握してきました。

畜産協会では、経営改善指導の対象外（卒業）になった借入者についても、当該年の期首時点で残高を有する借入者に対して経営状況を把握するために、同様に残高調査を毎年実施しています。

S 氏の平成 29 年以降の経営状況は、畜特資金を含めた長期資金は、追加投資をしても延滞もなく、毎年、約定償還がされて総負債残高は減少しています。

一方、買掛未払金（購買未収金）の残高は、増減があるものの令和 4 年 12 月末までは限度額（4,000 千円）内で推移してきましたが、令和 5 年 12 月末では 4,890 千円と限度額を超えていました。

JA 支店の貸付担当者に状況確認をしたと

(表2) 経営改善指導の状況内容

項目	単位	H22	H25	H26	H27	H28	
【経営内容】							
①差引収支	千円	△ 6,418	3,392	3,576	7,600	324	
②購買未収金残高 (未収金利息)	千円	5,887	2,258 (154)	592 (0)	771 (0)	880 (0)	
③営農口座残高 (貸越利息)	千円	90	5 (0)	988 (0)	2,426 (0)	206 (0)	
【技術内容】							
④母牛常時頭数	頭	—	65.7	63.3	66.0	69.2	
⑤子牛生産頭数	頭	59	62 (生産率 94.4%)	59 (生産率 93.2%)	66 (生産率 100%)	65 (生産率 94.0%)	
⑥子牛出荷頭数	頭	47	52 (出荷率 79.1%)	51 (出荷率 80.6%)	53 (出荷 80.3%)	57 (出荷 82.4%)	
⑦子牛事故頭数	頭	6	6 (事故率 9.1%)	4 (事故率 6.3%)	2 (事故率 3.0%)	3 (事故率 4.3%)	
【子牛出荷成績】							
⑧出荷頭数	計	頭	47	52	51	53	57
	めす牛	〃	—	18	16	17	23
	去勢	〃	—	34	35	36	34
⑨出荷体重	全体	kg	268	270	270	269	274
	めす	〃	245	255	263	243	267
	去勢	〃	279	278	273	282	279
⑩飼育日数	全体	日	—	277	278	283	279
	めす	〃	—	285	284	285	286
	去勢	〃	—	273	275	282	275
⑪日齢体重	全体	kg	0.89	0.98	0.97	0.95	0.98
	めす	〃	0.81	0.90	0.93	0.85	0.93
	去勢	〃	0.94	1.03	0.99	1.00	1.02
⑫販売価格 (税込)	全体	千円	352	486	561	638	815
	めす	〃	245	420	480	—	762
	去勢	〃	401	521	584	—	851

(表3) S氏の畜特資金の残高調査の結果

単位：千円

項目	H29.12月末	H30.12月末	R1.12月末	R2.12月末	R3.12月末	R4.12月末	R5.12月末
総負債残高	34,989	31,672	26,924	22,776	21,627	18,548	19,722
うち畜特資金	24,720	23,072	21,424	19,776	18,128	16,480	14,832
うち買掛未払金	3,251	930	1,293	1,805	1,499	1,068	4,890
うち追加投資額	754	0	0	0	2,000	0	0

ころ、子牛価格の低下、購入飼料、燃料費や生産資材費の高騰が影響し、子牛の販売収入だけでは対応できず、限度額を超える月が出てきていると回答がありましたが、新たにJA プロパー資金等に頼ることなく、これまでの償還積立金や預貯金等を取り崩して対応できているとのことでした。

おわりに

(一社)長崎県畜産協会では、県の委託を受け、年間約40件の経営診断を実施しています。件数が多いのは肉用牛繁殖経営となっていますが、近年の子牛価格の下落や、購入飼料費、燃料費および資材費等の高騰の影響は、令和4年の経営診断結果と比較して、所得や償還額控除所得がマイナスになる経営が顕著にみられるようになり、令和5年度の経営診断結果では、32件中、所得がマイナスとなった経営が15件、償還額控除所得がマイナスとなった経営が28件となり、大変厳しい結果になっています。

特に流動負債の購入未収金の対応に苦慮しており、融資機関(JA)では、これまで災害対策資金(コロナ)、災害対策資金(ウクライナ情勢)の順で対応し、令和5年では、農林漁業セーフティネット資金(日本政策金融公庫)を活用して対応しています。

しかしながら、高止まりしている購入飼料費や子牛価格のさらなる低下により、令和6年においても改善できない農家が増えてきており、融資機関(JA)では、所得向上に向けた解決策が見つからず、対応に苦慮していることから、畜産協会への相談が増えてきています。

畜産協会では、JA側の現地協議会に積極的に参加し、状況確認をしながら、畜特資金の概要やスケジュール等について資料を配布し、説明を実施しています。

しかし、説明後には「最終年度以外でも一括借り換えはできないのか」、「畜特資金以外の負債整理資金はないのか」と、必ず質問されます。その時には、畜特資金等の全国会議で説明を受けた、以下の資金の概要を説明しています。

○負債整理資金

- ・畜産特別資金(ALIC)
- ・経営体育成強化資金(日本政策金融公庫)
- ・農業経営負担軽減支援資金(民間金融機関(JAの金融機関も可))

○飼料、燃料費等の価格高騰対策資金

- ・農林漁業セーフティネット資金(日本政策金融公庫)

説明後、JA側には借入希望者とよく協議して、負債対策ではなく、経営の立て直し資金として活用するよう、助言しています。

また、従来の畜特資金に加えて、緊急支援資金策として、購入未収金や営農貸越額の流動負債や、購入飼料高騰や子牛価格下落前に増頭した導入牛の償還資金などの対応が新たな支援策の要望があがっています。

最後に、厳しい畜産情勢が続いていますが、家族経営を中心とした畜産経営が持続的に発展できるよう、県畜産課や支援協議会とも連携を強化しながら、畜産特別資金等の円滑な事業推進に努めていきたいと思っています。

(筆者：(一社)長崎県畜産協会 経営指導課 兼家畜改良課 技師)

2 畜産データボックス

畜産クラスターに係る全国実態調査結果について —肉用牛繁殖編—

(公社) 中央畜産会 水野 希海

はじめに

本会では、畜産クラスターの中心となる経営体の育成など経営診断の際の参考値・指標値を整備するために、道府県畜産会の協力のもと、全国の畜産経営体を対象に経営状況に係る全国実態調査を実施しています。

令和5年度調査では、令和4年の1月から12月を期首として経営の1年間の経営実績を調査しました。なお、期首は各経営の決算期間の期首となります。

このたび、その結果をもとに酪農および肉用牛経営の収益性や生産技術成績等の全国平均値を組替集計して、経営指標値を作成しました。

経営の概要、損益、収益性の諸要因等の詳しい集計結果は、中央畜産会ホームページ (URL: <https://jlia.lin.gr.jp/cluster/>) に掲載しています。

本稿では、前号の酪農に引き続き肉用牛繁殖経営を対象に実施した令和5年度調査結果 (令和4年実績) について解説します。

1. 近年の価格動向

全国実態調査の結果の解説の前に、配合飼料価格および子牛市場価格の推移について説

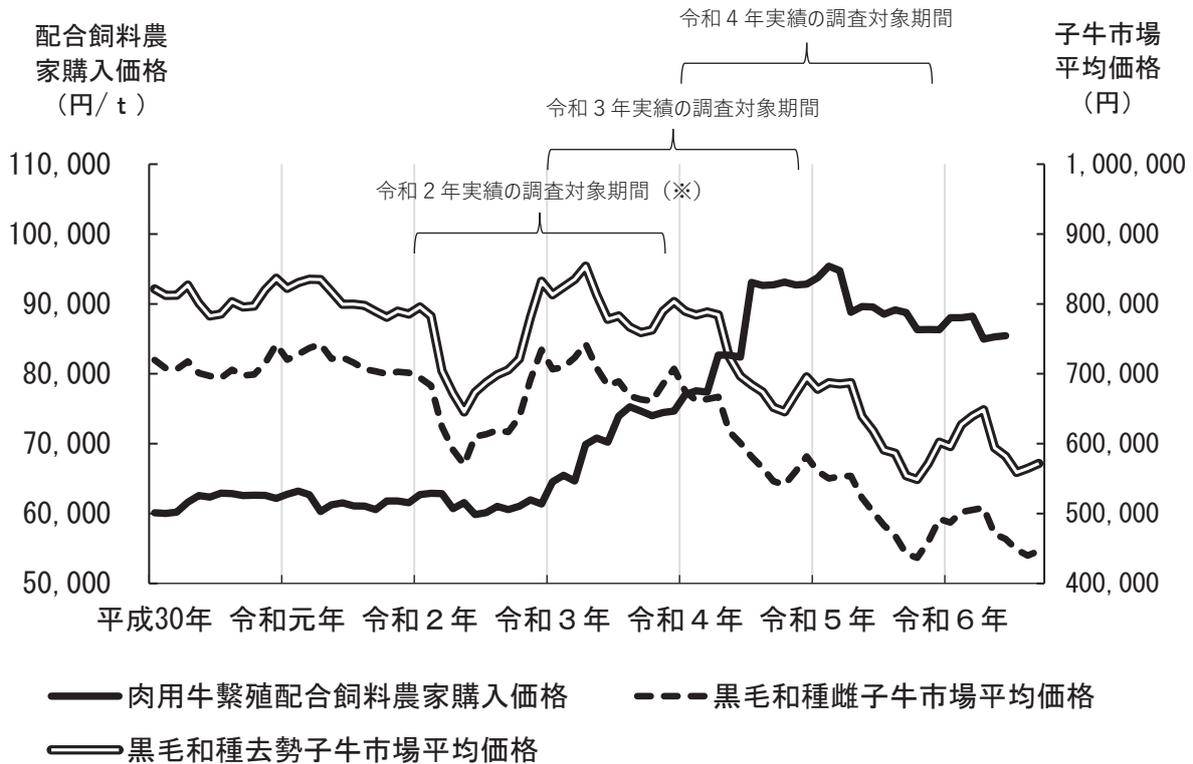
明します。

図1に、月別の肉用牛繁殖配合飼料農家購入価格および黒毛和種子牛市場平均価格の平成30年4月から令和6年4月までの推移を示しました。

肉用牛繁殖配合飼料農家購入価格は、令和2年からシカゴ相場の上昇に伴って上昇し、令和4年7月には9万円/tを超えました。その後ほぼ横ばいで推移していましたが、令和5年2月の9万5,000円/tを境に、円安が続いており高止まりの状況ですが、シカゴ相場が下落しているため価格は低下傾向にあります。

黒毛和種子牛市場平均価格は、令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、牛肉のインバウンド需要や外食需要が大幅に減退したことにより牛枝肉価格が急落し、令和2年5月には雌子牛57万47円、去勢子牛64万5,452円まで低下しました。しかし、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の解除後、肥育経営に対する支援策が講じられたことと相まって経済活動の再開とともに市場価格は急速に回復し、令和3年4月頃には平成29年の水準まで価格が戻りました。令和4年4月を境に再び下落し、令和5年10月には雌子牛43万6,650円、去勢子牛54万8,785円まで低下しました。その後、令

(図1) 月別の肉用牛繁殖配合飼料農家購入価格および黒毛和種子牛市場平均価格の推移



※調査対象期間：調査対象経営の83%が1月期首

(出典) 肉用牛繁殖配合飼料農家購入価格：公益社団法人配合飼料供給安定機構 飼料月報
肉用子牛価格：農畜産業振興機構 月別肉用子牛取引状況表

和6年4月にかけて価格は回復しましたが、再び低下傾向にあります。

2. 最近の経営動向 (3ヵ年)

表1に、全国実態調査の主要項目の動向(令和2年から令和4年実績)を示しました。なお、本調査対象経営の83%が1月期首となっておりますので、以下の調査結果の調査対象期間にご留意願います。

(1) 経営の規模

労働力員数は1.9人で横ばいに推移しています。成雌牛飼養頭数は、令和4年に増加し52.1頭になりました。

(2) 収益性と収益性の諸要因

雌子牛1頭当たり販売価格および去勢子牛1頭当たり販売価格は、令和4年は令和3年に比べて減少し雌子牛1頭当たり販売価格で57万6,512円、去勢子牛1頭当たり販売価格で67万8,778円となりました。その結果、成雌牛1頭当たり子牛販売収入は、令和4年は44万4,014円と前年比14%減少しました。

購入飼料費は、年々増加し、令和4年は20万4,181円で、令和2年と比較して約28%増となりました。一方、労働費と減価償却費は横ばいで推移しています。それにより、成雌牛1頭当たり売上原価は年々増加し、令和4年は60万1,828円と令和2年と比較し約14%増となりました。

(表1) 主要項目の動向について (令和2年から令和4年)

項目		単位	令和2年	令和3年	令和4年	対前年比 3年 / 2年	対前年比 4年 / 3年	対一昨年比 4年 / 2年
集計件数		戸	97	92	93			
経営の概要	労働力員数	人	1.8	1.8	1.9	100%	106%	106%
	うち家族労働力員数	人	1.5	1.5	1.6	100%	107%	107%
	成雌牛飼養頭数計	頭	48.9	43.0	52.1	88%	121%	107%
	耕・草地のべ面積計	a	1,204	1,116	3,235	93%	290%	269%
	子牛分娩頭数	頭	40.6	40.1	44.2	99%	110%	109%
	子牛販売頭数	頭	33.5	33.4	37.2	100%	111%	111%
収益性	成雌牛1頭当たり売上高	円	501,330	540,872	462,300	108%	85%	92%
	うち子牛販売収入	円	471,903	518,579	444,014	110%	86%	94%
	成雌牛1頭当たり売上原価	円	527,972	588,813	601,828	112%	102%	114%
	うち購入飼料費	円	158,915	184,095	204,181	116%	111%	128%
	うち労働費計	円	153,674	163,485	165,034	106%	101%	107%
	うち減価償却費計	円	113,129	124,974	124,759	110%	100%	110%
収益性の諸要因	家族労働力1人当たり年間経常所得	千円	3,892	3,867	1,048	99%	27%	27%
	成雌牛1頭当たり年間経常所得	円	131,643	124,351	35,100	94%	28%	27%
	成雌牛1頭当たり年間子牛販売頭数	頭	0.7	0.7	0.7	100%	100%	100%
	平均分娩間隔	月	13.1	13.1	13.3	100%	102%	102%
	雌子牛1頭当たり販売価格	円	623,121	682,227	576,512	109%	85%	93%
	雌子牛1頭当たり販売日齢	日齢	282	289	287	102%	99%	102%
	雌子牛1頭当たり販売体重	kg	274	276	274	101%	99%	100%
	雌子牛1頭当たり日齢体重	kg	0.97	0.98	0.99	101%	101%	102%
	去勢子牛1頭当たり販売価格	円	716,487	782,137	678,778	109%	87%	95%
	去勢子牛1頭当たり販売日齢	日齢	273	278	274	102%	99%	100%
	去勢子牛1頭当たり販売体重	kg	297	297	290	100%	98%	98%
	去勢子牛1頭当たり日齢体重	kg	1.09	1.10	1.09	101%	99%	100%
	成雌牛1頭当たり年間飼養管理労働時間	時間	68	67	65	99%	97%	96%
	所得率	%	25.7	22.1	5.2	86%	24%	20%
安全性	成雌牛1頭当たり施設機器具平均投資額	円	272,214	273,790	251,203	101%	92%	92%
	成雌牛1頭当たり資金借入残高	円	287,501	332,318	345,704	116%	104%	120%
	成雌牛1頭当たり年間借入金償還負担額	円	45,331	48,283	51,772	107%	107%	114%

その結果、令和4年の成雌牛1頭当たりの年間経常所得は3万5,100円で、令和2年と比較すると約73%減少し、所得率は25.7%から5.2%に低下しました。

(3) 安全性

成雌牛1頭当たり資金借入残高は令和2年から令和4年にかけて年々増加しています。成雌牛1頭当たりの施設機器具平均投資額は、令和3年よりもやや減少し、年間借入金償還負担額は令和3年よりもやや増加しました。

3. 令和5年度調査の結果

令和5年度調査結果（令和4年実績）について、成雌牛1頭当たり所得階層別の集計結果を所得上位20%階層（以下、「上位」といいます）と所得下位20%階層（以下、「下位」といいます）を比較することで解説します。

なお、集計結果は表2～5に示しました。

（1）経営の規模

表2に経営の規模を示しました。併せて、表4には、収益性の諸要因分析のうち経営の規模に係る項目も示しています。

労働力員数は、上位が2.0人、下位が1.7人で上位が上回っていました。うち家族労働力員数については、上位が0.5人多くなりました。

成雌牛飼養頭数は、上位が52.1頭、下位が42.6頭で上位が上回っていました。労働力1人当たり成雌牛飼養頭数は、上位が24.9頭、下位が24.3頭で上位がやや多くなりました。

成雌牛1頭当たり年間労働時間は、上位が

98時間、下位が97時間で、同程度となりました。

（2）損益

表3に損益（成雌牛1頭当たり）を示しました。併せて、表4には、収益性の諸要因分析のうち損益に係る項目も示しています。

ア 売上高

成雌牛1頭当たり子牛販売収入は、上位が45万7,772円、下位が40万1,509円で、上位は下位よりも5万6,263円多くなりました。

これは子牛1頭当たり販売価格が、雌子牛では上位が62万552円、下位が55万4,197円で上位が6万6,355円高く、去勢子牛では上位が74万4,308円、下位が65万7,762円で上位が8万6,546円高かったことが子牛販売収入の差の要因となっています。

上位は下位よりも雌子牛、去勢子牛ともに販売体重が大きくなっています。この子牛販売体重の差は、日齢体重が雌子牛で0.06kg、去勢子牛で0.11kg上位が上回っていることが起因していることが伺えます。

（表2）経営の規模

項目	単位	令和4年				
		下位20%	中位60%	上位20%		
集計件数	戸	93	19	55	19	
労働力	労働力員数	人	1.9	1.7	1.9	2.0
	うち家族労働力員数	人	1.6	1.3	1.7	1.8
成雌牛飼養頭数計	頭	52.1	42.6	55.5	52.1	
耕・草地のべ面積計	個別利用自作地	a	545.4	124.3	606.4	790.1
	個別利用借地	a	1452.4	482.7	1928.4	1044.1
	共同利用地	a	1236.9	868.4	700.6	3157.9
	耕・草地のべ面積計	a	3,234.7	1,475.4	3,235.4	4,992.1
子牛分娩頭数	頭	44.2	36.0	47.4	43.5	
子牛販売頭数	頭	37.2	30.8	40.0	35.8	

(表3) 損益 (成雌牛1頭当たり)

項目		単位	令和4年					
			下位20%	中位60%	上位20%			
集計件数		戸	93	19	55	19		
売上高	子牛販売収入	円	444,014	401,509	453,945	457,772		
	肥育牛販売収入	円	6,045	6,257	3,677	12,686		
	堆肥販売・交換収入	円	1,284	3,533	638	905		
	その他売上高	円	10,907	10,447	5,484	27,065		
	売上高計	円	462,300	421,747	463,830	498,427		
売上原価	期首飼養牛評価額		円	175,247	220,823	167,309	152,651	
	当期生産費用	種付料	円	16,357	18,571	15,905	15,452	
		もと畜費	円	32,012	39,097	26,198	41,755	
		購入飼料費	円	204,181	234,712	197,284	193,614	
		自給飼料費	円	16,488	12,486	17,514	17,521	
		敷料費	円	5,342	5,891	6,250	2,166	
		労働費	雇用労働費	円	12,080	16,865	11,097	10,139
			家族労働費	円	152,955	176,306	138,322	171,962
			労働費計	円	165,034	193,170	149,419	182,101
		診療・医薬品費	円	21,050	20,171	21,338	21,094	
		電力・水道費	円	11,423	14,639	10,788	10,045	
		燃料費	円	12,998	15,529	12,242	12,655	
		減価償却費	建物・構築物減価償却費	円	15,603	14,675	15,898	15,676
			器具・車輛減価償却費	円	40,758	47,895	39,024	38,640
			家畜減価償却費	円	68,399	70,595	66,842	70,711
		減価償却費計	円	124,759	133,165	121,763	125,027	
		修繕費	円	23,221	38,578	17,710	23,815	
		小農具費	円	4,806	9,701	3,259	4,389	
		消耗諸材料費	円	11,274	14,662	8,185	16,829	
		賃料料金その他	円	23,440	20,614	24,856	22,167	
当期生産費用合計	円	672,385	770,985	632,712	688,628			
期中成牛振替額		円	61,591	66,554	56,872	70,289		
期末飼養牛評価額		円	184,213	197,432	178,797	186,671		
売上原価		円	601,828	727,822	564,351	584,320		
売上総利益		円	△ 139,528	△ 306,076	△ 100,522	△ 85,893		
一販売費・一般管理費	販売経費	円	25,674	26,408	26,043	23,869		
	共済掛金等	円	19,270	18,686	19,836	18,217		
	その他販売費・一般管理費	円	25,707	31,287	24,606	23,315		
	販売費・一般管理費計	円	70,651	76,381	70,485	65,401		
営業利益		円	△ 210,179	△ 382,457	△ 171,006	△ 151,293		
営業外収益	受取利息	円	1,149	3,214	833	1		
	奨励金・補填金	円	49,087	40,859	40,731	81,504		
	成牛処分益	円	23,730	19,919	23,256	28,912		
	その他営業外収益	円	33,652	18,429	28,160	64,771		
	営業外収益計	円	107,618	82,420	92,980	175,188		
営業外費用	支払利息	円	2,714	2,173	3,490	1,007		
	支払地代	円	4,471	2,373	4,576	6,266		
	経営安定積立金	円	479	268	610	311		
	成牛処分損	円	3,630	5,452	2,927	3,842		
	その他営業外費用	円	4,000	3,928	4,503	2,616		
	営業外費用計	円	15,294	14,195	16,106	14,042		
経常利益		円	△ 117,855	△ 314,232	△ 94,133	9,852		
経常所得		円	35,100	△ 137,926	44,189	181,814		
当期償還額控除所得		円	△ 16,672	△ 181,912	△ 15,827	146,124		
同上償却費加算額		円	108,087	△ 48,747	105,936	271,151		

(表4) 収益性の諸要因分析

項目	単位	令和4年			
		下位 20%	中位 60%	上位 20%	
集計件数	戸	93	19	55	19
家族労働力1人当たり年間経常所得	千円	1,048	△ 3,209	1,221	4,801
成雌牛1頭当たり年間経常所得	円	35,100	△ 137,926	44,189	181,814
成雌牛1頭当たり年間子牛販売頭数	頭	0.7	0.7	0.7	0.7
平均分娩間隔	月	13.3	14.2	13.1	13.1
受胎に要した平均種付回数	回	1.7	2.1	1.6	1.8
廃用牛平均供用年数(更新廃用のみ)	年	9.1	7.9	9.7	8.8
雌子牛1頭当たり販売価格	円	576,512	554,197	568,724	620,552
雌子牛1頭当たり販売日齢	日齢	287	278	291	283
雌子牛1頭当たり販売体重	kg	274	264	274	285
雌子牛1頭当たり日齢体重	kg	0.99	0.95	0.99	1.01
去勢子牛1頭当たり販売価格	円	678,778	657,762	663,116	744,308
去勢子牛1頭当たり販売日齢	日齢	274	272	278	264
去勢子牛1頭当たり販売体重	kg	290	280	289	301
去勢子牛1頭当たり日齢体重	kg	1.09	1.03	1.08	1.14
労働力1人当たり成雌牛飼養頭数	頭	27.6	24.3	29.7	24.9
成雌牛1頭当たり年間労働時間	時間	88	97	81	98
成雌牛1頭当たり年間飼養管理労働時間	時間	65	74	62	64
飼料生産のべ10a当たり労働時間	時間	29	28	36	8
雇用依存率	%	11.7	15.3	11.8	7.7
成雌牛1頭当たり耕・草地のべ面積	a	95.5	54.1	55.6	252.5
成雌牛1頭当たり借入地面積	a	27.0	10.7	35.5	19.0
借入地依存率	%	51.5	48.5	51.3	55.1
借入地のべ10a当たり年間平均支払地代	円	7,221	2,687	9,779	3,940
成雌牛1頭当たり野草地面積	a	1.1	0.1	0.4	3.9
所得率	%	5.2	△ 41.9	9.8	38.7
売上高経常利益率	%	△ 32.0	△ 90.9	△ 22.3	△ 1.3

以上の結果、成雌牛1頭当たり売上高計は上位が49万8,427円、下位が42万1,747円で上位が7万6,680円多くなりました。

イ 売上原価

成雌牛1頭当たり購入飼料費は、上位が19万3,614円、下位が23万4,712円で、上位が4万1,098円少くなりました。一方、自

給飼料費は上位が1万7,521円、下位が1万2,486円で、上位が5,035円多くなりました。

成雌牛1頭当たり労働費計は、上位が18万2,101円、下位が19万3,170円で、上位が1万1,069円少くなりました。

成雌牛1頭当たり減価償却費計は、上位が12万5,027円、下位が13万3,165円で、上位が8,138円少くなりました。

(表5) 施設投資・資金借入状況

項目	単位	令和4年			
		下位 20%	中位 60%	上位 20%	
集計件数	戸	93	19	55	19
成雌牛1頭当たり施設機器具平均投資額	円	251,203	250,598	251,384	251,281
成雌牛1頭当たり資金借入残高	円	345,704	425,758	350,928	250,528
成雌牛1頭当たり年間借入金償還負担額	円	51,772	43,986	60,017	35,690
経常所得対借入金償還額比率	%	△ 210.8	△ 50.0	△ 346.1	20.0

以上の結果、成雌牛1頭当たり当期生産費用合計は、上位が68万8,628円、下位が77万985円で、上位が8万2,357円少なくなりました。売上原価は、上位が58万4,320円、下位が72万7,822円で、上位が14万3,502円少なくなりました。

ウ 収益

以上アとイの結果、成雌牛1頭当たり売上総利益は、上位が△8万5,893円、下位が△30万6,076円となりました。

営業利益は、上位が△15万1,293円、下位が△38万2,457円となりました。

経常利益は、上位が9,852円、下位が△31万4,232円となりました。

経常所得は、上位が18万1,814円、下位が△13万7,926円となりました。

家族労働力1人当たり年間経常所得は、上位が480.1万円、下位が△320.9万円となりました。

所得率をみると上位が38.7%、下位が△41.9%となりました。

(3) まとめ

令和4年実績(令和5年度調査結果)では、子牛価格の低下、飼料価格の高騰から肉用牛繁殖経営の経営状況が急速に悪化しており、所得率は令和3年実績の22.1%から5.2%に

大きく低下しました。

そのような中、上位階層は所得率が38.7%で、家族労働力1人当たりおよび成雌牛1頭当たり年間経常所得ともに高い所得を得ていました。一方で、下位は所得率△41.9%と大きくマイナスとなっており、家族労働力1人当たりおよび成雌牛1頭当たり年間経常所得ともに上位と大きな差が生じていました。

これは、子牛1頭当たり販売価格で上位が下位よりも雌子牛で約6.6万円、去勢子牛で約8.7万円高く、売上高の子牛販売収入に大きな差が生じたことが要因となっています。

収益性の諸要因をみると、上位は下位よりも平均分娩間隔が短いことや子牛の日齢体重が大きいことが分かりました。

また、生産費用の多くを占める飼料費(購入飼料費と自給飼料費の合計)は、上位が下位よりも成雌牛1頭当たり約3.6万円少なくなっており、売上原価の差につながっていることが伺えます。

以上の結果、所得においては上位と下位に大きな差が生まれました。今回の調査結果を経営改善指導の参考として活用してください。

最後に、調査にご協力いただいた道府県畜産会の皆さまに厚くお礼申し上げます。

(筆者：(公社)中央畜産会(支援・調査)調査役)

3 畜産学習室

畜産経営特有の取引におけるインボイス制度
対応

税理士 森 剛一

病傷共済金で補填される診療費
の取り扱い

獣医師の診療報酬は、役務の提供の対価ですので、課税仕入れとなります。公的な医療保障制度による人に対する医療は、社会政策的な配慮に基づき消費税の非課税取引とされていますが、家畜の診療は非課税ではありません。

一方、家畜共済に加入している場合、家畜の病傷事故について、農業共済組合（以下、「NOSA I」という）から対象家畜ごとに定められた病傷給付限度額の範囲内で、診療に要した費用の9割が共済金として給付されます。共済金は、保険事故の発生に伴い受けるものですので、資産の譲渡等の対価に該当せず、消費税は不課税です（消費税法基本通達5-2-4）。

NOSA Iの指定獣医師が診療を行った場合は、その診療費と共済金が相殺されますが、

診療費の全額が消費税の課税仕入れとなりますので、診療衛生費と受取共済金とを両建てで経理する必要があります。課税仕入れに該当するかどうかは支出した金銭の源泉を問わない扱いですので、指定獣医師やその他獣医師が診療した場合に家畜共済金が課税仕入れとなる診療費に充てられた場合であっても共済金相当額を含めて仕入税額控除の規定が適用されます（消費税法基本通達11-2-8）。

診療費と共済金が相殺される場合であっても、獣医師について適格請求書発行事業者の交付義務が免除されるわけではありませんので、適格請求書発行事業者の獣医師は課税事業者の畜産農業者等からインボイスを求められた場合には交付する必要があります（表1）。

ただし、NOSA Iの直営の家畜診療所（嘱託獣医師を含む、以下、「直営診療所」という）の場合、診療費のうち共済金を支払ったとみなす金額（共済金相当額）は、対価性がないと

(表1) 病傷共済金と診療費の取り扱い

	病傷共済金の取り扱い	加入者の経理	課税仕入れとなる診療費
直営診療所	診療を行うことで共済金を支払ったものとみなす	自己負担分の診療費のみを経理	自己負担分（原則1割）
指定獣医師	加入者に代わって指定獣医師が共済金を代理受領	受取共済金と診療費を両建てで経理して相殺	全額
指定外獣医師	獣医師に診療費を支払って加入者が共済金を受領	受取共済金と診療費を別建てで経理	全額

して消費税不課税となり、課税仕入れとなりません。このため、直営診療所が診療を行った場合、診療費のうち課税仕入れとなるのは共済金相当額を超える自己負担分に限られます。**農業共済団体の家畜診療所が共済事故に係る共済加入家畜を診療した場合の消費税の取扱いについて**（農林水産省経営局保険監理官通知）

1 共済掛金、保険料

(略)

2 保険給付

(1) 共済金、保険金の支払い

(略)

(2) 直営診療所における診療

連合会の直営診療所が共済事故に係る共済加入家畜の診療を行った場合は、農業災害補償法第126条（注）により連合会が組合等に対して、保険金を支払ったものとみなされており、直営診療所の収入のうち、この保険金を支払ったものとみなされる部分の金額（保険金相当額）は、資産の譲渡等の対価に該当しない（不課税）。

(以下略)

(注) 現行では農業保険法第146条

農業保険法第146条（共済金の支払とみなされる場合）

疾病傷害共済に付した家畜につき共済事故が発生した場合において、組合等又は都道府県連合会が診療その他の行為をし、又はその費用を負担したときは、当該組合等又は当該都道府県連合会の組合員たる組合等は、当該診療その他の行為に要した費用の額の限度において共済金を支払ったもの

とみなす。

直営診療所と指定獣医師とで診療費の取り扱いが異なるため、それに応じて経理処理も次のように変わります。

(1) 診療時の経理

仕訳例：家畜が病気になり、税込み33,000円相当の診療を受けた。なお、診療費のうち9割が家畜共済金で補填され、1割が自己負担となる。

A. 直営診療所が診療した場合

借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額
診療衛生費	課	3,300	未払金	不	3,300

(注) N O S A I から交付される適格請求書は、自己負担額（1割）に限られる。

なお、診療費の総額を製造原価に算入するため、次の仕訳を追加する方法もあります。

借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額
診療衛生費	不	29,700	受取共済金	不	29,700

B. 指定獣医師が診療した場合

借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額
診療衛生費	課	33,000	未払金	不	33,000
未収入金	不	29,700	受取共済金	不	29,700
未払金	不	29,700	未収入金	不	29,700

(注) 共済金は指定獣医師が代理受領するが、指定獣医師から交付される適格請求書は、診療費総額（10割）に対するものとなる。

(2) 診療費自己負担額の支払時の経理

仕訳例：診療費のうち家畜共済金で補填された残りの1割の自己負担額3,300円を支払った（上記A B共通）。

借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額
未払金	不	3,300	普通預金	不	3,300

上記の仕訳例のように、同じ診療を受ける場合、仕入税額控除は、直営診療所（300円 = 3,300円 × 10/110）よりも指定獣医師（3,000円 = 33,000円 × 10/110）の方が多くなります。このため、直営診療所を利用している場合、診療先を指定獣医師に変更することで消費税の納税負担が少なくなります。

畜産クラスター事業の取り扱い

畜産クラスター事業リースなど補助付きリースは、原則として「所有権移転リース」に該当し、税務上はリース物件の売買があったものとして取り扱われます。畜産クラスター事業において、施設整備事業（地方公共団体から交付される事業）および機械導入事業（公社）中央畜産会等の事業実施主体から交付される事業で、購入方式および所有権が移転するファイナンスリース方式に限る）の補助金は、国等からの補助金を原資として基金を造成し、補助対象者に交付されるものであり、所得税法第42条および法人税法第42条に規定する国庫補助金等に該当します。

したがって、当該補助金を補助金等の交付の目的に適合した固定資産の取得または改良に充てた場合には、補助対象者において所得税法第42条または法人税法第42条に規定する圧縮記帳の適用が認められます。ただし、当該補助金のうち、旅費や調査費など、固定資産の取得または改良以外に充てられた部分の金額については、所得税法第42条または法人税法第42条の規定を適用することはできません。

なお、所有権が移転するファイナンスリース方式において、リース事業者が事業実施主体から支払われた補助金については、次の取り扱いとなります。

①基本貸付料（税抜き）は取得価格（税抜き）から補助金額を控除した額を基礎として計算する（実施要領 別紙2第5の7（3）のエ（ア））。

②当該補助金の交付の趣旨に鑑み、リース事業者においては単なる通り抜けと整理され、リース事業者においては仮受金として経理し、リース収入に充当する。

このため、リース事業者が補助対象者に対して、リース料のインボイスを交付する場合は、補助金額を控除する前のリース料収入（利息相当額を除く）に係る消費税額等を記載することになります。

しかしながら、リース事業者によっては、リース契約書に補助残に対する消費税額のみ記載されている場合があります。この点について、リース事業者がリース資産の物件価格を課税仕入れとする一方で補助残を課税売上げとすることは、消費税の不正還付になりかねません。加えて、リース事業者では、リース資産の「低額譲渡」となって時価（物件価格）と譲渡対価との差額に寄附金課税されるおそれがあります。さらに、補助対象者の畜産農業者では、圧縮記帳後の価格で賃借人がリース資産を取得したとなると、時価を下回る「低額譲受け」となって賃借人にも受贈益課税が生じます。このため、畜産農業者においては、リース契約書に補助残に対する消費税額のみ記載されている場合であっても、補助金控除前の税込み物件価格を課税仕入れおよび取得価額として計上する必要があります。

リース契約書に補助残に対する消費税額のみ記載されている場合、2023年9月までの区分記載請求書等保存方式においては、「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」の追記が認められていましたので、リー

ス契約書のリース料の合計額に補助金相当額を加算後の「税込対価の額」を記載することで対応できました。

これに対して、適格請求書等保存方式（インボイス制度）では、原則として、適格請求書（インボイス）に記載された消費税等を積み上げて仕入税額を計算します。このため、リース契約書本体に物件価格に対する消費税等の額が記載されていない場合は、メーカー等からリース事業者に対する請求書の写しを合わせて保存します。補助付きリースでは、リース事業者が補助金相当額を預かってリース物件の購入代金を立替払いするものであり、リース契約書にリース事業者等の登録番号が記載されていないこともありますので、リース契約書を立替金精算書等として取り扱います。この場合、支払先であるメーカー等からリース事業者への適格請求書と立替金精算書等（リース契約書）の書類の保存をもって、メーカー等からの課税仕入れに係る請求書等の保存要件を満たすことになります（消費税法基本通達 11 - 6 - 2）。

（1）リース資産引渡し時の経理

設例：税抜き物件価格 11,800,000 円（消費税等 1,180,000 円、税込み 12,980,000 円）、リース期間終了後の税抜き譲渡代金 590,000 円（消費税等 59,000 円、税込み 649,000 円）、補助金（税抜き物件価格の 1 / 2）5,900,000 円で事務手数料 200,000 円（消費税等 20,000 円、税込み 220,000 円）、リース期間 84 ヶ月（7 年間）でリース契約を締結した。契約書に記載されたリース料総額は 7,138,252 円で、機械貸付料計算書に記載された内訳は次のとおりです。

基本貸付料	： 5,900,000 円
附加貸付料	： 329,809 円
動産総合保険	： 259,600 円
端数処理	： △ 89 円
計	6,489,320 円
消費税	648,932 円
リース料計	7,138,252 円

この場合におけるリース資産引渡しの際の仕訳は次のとおりです。

仕訳例：リース契約を締結して資産の引渡しを受けた。

借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額
機械装置※	課	12,000,000	長期未払金★	不	12,980,000
仮払消費税等	課	1,200,000	未払金	不	220,000
長期前払費用	不	58,252	長期未払金★	不	58,252
長期未払金★	不	5,900,000	国庫補助金収入	不	5,900,000
固定資産圧縮損	不	5,900,000	機械 装置※	不	5,900,000

※「リース資産」でもよいが、固定資産の種類を明確にするため、「機械装置」を用いる。

★「リース債務」でもよい。

この例の場合、リース契約書とともに交付される機械貸付料計算書およびその償還表（図 1）には、リース料合計（税込み）7,138,252 円の内訳として、リース料 6,489,320 円、消費税等 648,932 円と記載されています。

しかしながら、リース契約書記載の消費税等 648,932 円は、リース料合計（税込み）7,138,252 円の 110 分の 10 の金額を便宜上記載したもので実際の消費税額ではなく、リース契約書記載の消費税等 648,932 円は、資産計上額に対する消費税額 1,200,000 円（購入価格分 1,180,000 + 事務手数料分 20,000）に一致しません。

このため、上記の仕訳では、購入価格分の消費税額 1,180,000 円とリース契約書の消費税額 648,932 円の差額分 531,068 円について、

(図1) 機械貸付料計算書の償還表

【償還表】

回数	納入期限	貸付料	消費税相当額	合計
第1回	2024年2月	842,760円	84,276円	927,036円
第2回	2024年11月	842,760円	84,276円	927,036円
第3回	2025年11月	842,760円	84,276円	927,036円
第4回	2026年11月	842,760円	84,276円	927,036円
第5回	2027年11月	842,760円	84,276円	927,036円
第6回	2028年11月	842,760円	84,276円	927,036円
第7回	2029年11月	842,760円	84,276円	927,036円
譲渡代金	2030年11月	590,000円	59,000円	649,000円
合計		6,489,320円	648,932円	7,138,252円

附加貸付料、動産総合保険料、端数処理の合計589,320円から差し引いた58,252円を利息相当額として長期前払費用に計上しています。

このように、リース契約書や附属書類にリース事業者の登録番号や物件価格に対する消費税額等の記載がない場合には、リース契約書を立替金精算書等として取り扱い、リース事業者またはメーカー等に依頼してメーカー等からリース事業者に対する請求書の写しの交付を依頼し、合わせて保存します。

(2) 減価償却費および利息相当額の経理

資産に計上するリース物件の取得価額は、圧縮記帳後の帳簿価額によります。具体的には税抜き経理方式の場合、税抜き物件価格(11,800,000円)から補助金(5,900,000円)を控除した金額(5,900,000円)に事務手数料(200,000円)を加算した金額(6,100,000円)となります。

減価償却費の計上は、圧縮記帳後の取得価額に基づいて行います。

減価償却費：6,100,000円×償却率0.286〔定率法7年〕×6月/12月＝872,300円

また、利息相当額は、長期前払費用に計上したうえで、毎事業年度の経過分の利息を計

算します。

支払利息：58,252円×6月/84月＝4,160円

仕訳例：法人経営においてリース資産について減価償却費および支払利息を計上した。

借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額
減価償却費	不	872,300	減価償却累計額	不	872,300
支払利息	非	4,160	長期前払費用	不	4,160

(3) 毎回のリース料の経理

毎回のリース料合計額927,036円は、長期未払金の弁済として経理します。

仕訳例：毎回のリース料を支払った。

借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額
長期未払金★	不	927,036	普通預金	不	927,036

★「リース債務」でもよい。

(4) 買取価格の経理

リース期間終了後の譲渡代金649,000円は、長期未払金の弁済として経理します。

仕訳例：リース物件を買い取った。

借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額
長期未払金★	不	649,000	普通預金	不	649,000

★「リース債務」でもよい。

(筆者：(一社)全国農業経営コンサルタント協会 会長／森税務会計事務所 所長)

4 農畜産業振興機構からのお知らせ

各種交付金単価の公表について

1. 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）〔令和6年7・8・9月分〕

令和6年7・8・9月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）第4の6の（1）から（4）までの規定に基づき標準的販売価格および標準的生産費ならびに交付金単価（確定値）を表1および表2のとおり公表しました。

また、令和6年7・8・9月に販売された交付対象牛に適用する同要綱第4の8の精算払いの額については、表1の確定値により算出された交付金の額と概算払の額との差額となります。

（表1）肉専用種の交付金単価（概算払および確定値）

算出の区域	肉用牛1頭当たりの交付金単価			算出の区域	肉用牛1頭当たりの交付金単価		
	令和6年7月 確定値(概算払) ^{※1}	令和6年8月 確定値(概算払) ^{※1}	令和6年9月 確定値		令和6年7月 確定値(概算払) ^{※1}	令和6年8月 確定値(概算払) ^{※1}	令和6年9月 確定値
北海道	156,909.6円 (149,909.6円)	175,302.9円 (168,302.9円)	160,825.5円	新潟県	-	63,795.6円 (56,795.6円)	40,809.6円
青森県	86,627.7円 (79,627.7円)	149,180.4円 (142,180.4円)	99,643.5円	富山県	-	52,640.1円 (45,640.1円)	29,654.1円
岩手県	68,720.4円 (61,720.4円)	131,273.1円 (124,273.1円)	81,736.2円	石川県	-	52,363.8円 (45,363.8円)	29,377.8円
宮城県	97,799.4円 (90,799.4円)	160,352.1円 (153,352.1円)	110,815.2円	福井県	-	43,775.1円 (36,775.1円)	20,789.1円
秋田県	98,968.5円 (91,968.5円)	161,521.2円 (154,521.2円)	111,984.3円	岐阜県 ^{※2}	-	-	-
山形県	71,658.0円 (64,658.0円)	134,210.7円 (127,210.7円)	84,673.8円	愛知県	42,389.1円 (35,389.1円)	67,719.6円 (60,719.6円)	61,638.3円
福島県	100,521.0円 (93,521.0円)	163,073.7円 (156,073.7円)	113,536.8円	三重県	43,871.4円 (36,871.4円)	69,201.9円 (62,201.9円)	63,120.6円
茨城県	130,743.0円 (123,743.0円)	157,900.5円 (150,900.5円)	120,458.7円	滋賀県	29,271.6円 (22,271.6円)	44,315.1円 (37,315.1円)	28,255.5円
栃木県	132,838.2円 (125,838.2円)	159,995.7円 (152,995.7円)	122,553.9円	京都府	78,051.6円 (71,051.6円)	93,095.1円 (86,095.1円)	77,035.5円
群馬県	146,912.4円 (139,912.4円)	174,069.9円 (167,069.9円)	136,628.1円	大阪府	51,114.6円 (44,114.6円)	66,158.1円 (59,158.1円)	50,098.5円
埼玉県	133,514.1円 (126,514.1円)	160,671.6円 (153,671.6円)	123,229.8円	兵庫県 ^{※2}	-	-	-
千葉県	111,955.5円 (104,955.5円)	139,113.0円 (132,113.0円)	101,671.2円	奈良県	97,046.1円 (90,046.1円)	112,089.6円 (105,089.6円)	96,030.0円
東京都	136,390.5円 (129,390.5円)	163,548.0円 (156,548.0円)	126,106.2円	和歌山県	50,404.5円 (43,404.5円)	65,448.0円 (58,448.0円)	49,388.4円
神奈川県	118,666.8円 (111,666.8円)	145,824.3円 (138,824.3円)	108,382.5円	鳥取県	79,985.7円 (72,985.7円)	121,323.6円 (114,323.6円)	93,710.7円
山梨県	121,350.6円 (114,350.6円)	148,508.1円 (141,508.1円)	111,066.3円	島根県	56,683.8円 (49,683.8円)	98,021.7円 (91,021.7円)	70,408.8円
長野県	119,976.3円 (112,976.3円)	147,133.8円 (140,133.8円)	109,692.0円	岡山県	67,687.2円 (60,687.2円)	109,025.1円 (102,025.1円)	81,412.2円
静岡県	98,559.0円 (91,559.0円)	125,716.5円 (118,716.5円)	88,274.7円	広島県	45,390.6円 (38,390.6円)	86,728.5円 (79,728.5円)	59,115.6円

(つづく)

算出の区域	肉用牛1頭当たりの交付金単価			算出の区域	肉用牛1頭当たりの交付金単価		
	令和6年7月 確定値(概算払) ^{※1}	令和6年8月 確定値(概算払) ^{※1}	令和6年9月 確定値		令和6年7月 確定値(概算払) ^{※1}	令和6年8月 確定値(概算払) ^{※1}	令和6年9月 確定値
山口県	40,459.5円 (33,459.5円)	81,797.4円 (74,797.4円)	54,184.5円	長崎県	48,464.1円 (41,464.1円)	78,694.2円 (71,694.2円)	73,054.8円
徳島県	3,001.5円 -	55,106.1円 (48,106.1円)	31,475.7円	熊本県	56,364.3円 (49,364.3円)	86,594.4円 (79,594.4円)	80,955.0円
香川県	27,738.0円 (20,738.0円)	79,842.6円 (72,842.6円)	56,212.2円	大分県	34,839.9円 (27,839.9円)	65,070.0円 (58,070.0円)	59,430.6円
愛媛県	-	26,339.4円 (19,339.4円)	2,709.0円	宮崎県	34,028.1円 (27,028.1円)	64,258.2円 (57,258.2円)	58,618.8円
高知県	-	-	-	鹿児島県	37,988.1円 (30,988.1円)	68,218.2円 (61,218.2円)	62,578.8円
福岡県	51,086.7円 (44,086.7円)	81,316.8円 (74,316.8円)	75,677.4円	沖縄県	-	-	-
佐賀県	43,973.1円 (36,973.1円)	74,203.2円 (67,203.2円)	68,563.8円				

(表2) 交雑種・乳用種の交付金単価

	肉用牛1頭当たりの交付金単価		
	令和6年7月確定値 (概算払) ^{※1}	令和6年8月確定値 (概算払) ^{※1}	令和6年9月確定値
交雑種	38,994.3円 (31,994.3円)	3,827.7円 (-円)	5,550.3円
乳用種	49,389.3円 (42,389.3円)	53,922.6円 (46,922.6円)	52,113.6円

※1 表中の令和6年7月および8月の肉用牛1頭当たりの標準的生産費および肉用牛1頭当たりの交付金単価は、上段に確定値、下段()内に概算払時の公表値を表示しています。

・肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)：

配合飼料価格安定制度における四半期別の価格差補填の支払がないものとして算出した肉用牛1頭当たりの標準的生産費(見込み)と、肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に、100分の90を乗じた額から7,000円を控除した額

・肉用牛1頭当たりの交付金単価(確定値)：

同制度における価格差補填の支払があった場合、その額を反映した肉用牛1頭当たりの標準的生産費(確定値)と、肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に、100分の90を乗じた額

※2 ※2を付した2県については、都道府県標準販売価格が、全国一律を区域として算出した標準的販売価格に、都道府県標準販売価格の標準偏差の2倍の額を加えた額を上回ったため、7月分は岐阜県、兵庫県、8月分は岐阜県、兵庫県、9月分は岐阜県、兵庫県において、単独で標準的販売価格の算定を行っています。

注) 令和2年4月末日から令和3年5月末日までに負担金の納付期限を迎える登録肉用牛のうち、負担金の納付期限を猶予した登録肉用牛について、交付金の交付がある場合は、国費分のみ(4分の3相当額)の支払いとなります。

2. 肉豚経営安定交付金(豚マルキン)〔令和6年度第1・2四半期〕

令和6年4月から9月までの算出期間(令和6年度第1・2四半期)における、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第3条第1項に規定する交付金については、肉豚経営安定交付金交付要綱第4の5の(1)の規定により算出した標準的販売価格および同(2)の規定により算出した標準的生産費がそれぞれ下記のとおりとなり、前者が後者を下回らなかったことから、その交付はありません。

(表3) 肉豚経営安定交付金単価について

算出期間	令和6年4月から9月まで
肉豚1頭当たりの標準的販売価格	48,970円/頭
肉豚1頭当たりの標準的生産費	42,737円/頭
肉豚1頭当たりの交付金単価 [※]	- (交付なし)

※ 肉豚1頭当たりの交付金単価は、肉豚1頭当たりの標準的生産費と肉豚1頭当たりの標準的販売価格との差額に100分の90を乗じた額です。

3. 令和6年度肉用子牛生産者補給金の交付状況（総括表）

令和6年9月20日

（単位：百万円）

交付対象期間	品 種 区 分	生 産 者 補 給 金		
		交付金部分	積立金部分	計
令和6年 1～3月期	黒毛和種	0	0	0
	褐毛和種	0	0	0
	乳用種	0	0	0
	交雑種	0	0	0
	計	0	0	0
令和6年 4～6月期	黒毛和種	2,521	0	2,521
	褐毛和種	0	0	0
	乳用種	0	0	0
	交雑種	0	0	0
	計	2,521	0	2,521
合 計	黒毛和種 ①	2,521	0	2,521
	褐毛和種 ②	0	0	0
	乳用種 ③	0	0	0
	交雑種 ④	0	0	0
	計 (①～④)	2,521	0	2,521
令和5年4月 ～6年3月期	その他の肉専用種 ⑤	115	36	151
総合計	全品種 (①～⑤)	2,636	36	2,671

注) 単位未満を四捨五入しているため合計が一致しない場合があります。

中央畜産会の刊行図書

農場 HACCP 様式集 —令和6年度版—

A4判183ページ (CD-ROM 付き)



家畜伝染病の予防と畜産物の安全の確保は、畜産物の生産を行う上で極めて重要な課題です。

中央畜産会は、農場 HACCP に取り組む関係者の養成を図るため、農場での構築指導を担う農業指導員を養成する農場指導員養成研修を実施し、令和6年3月までの受講者は4,726名となっています。

また、令和6年4月時点では460農場が農場 HACCP 認証を取得しており、これまでの認証取得支援および認証審査を通じて多くのノウハウが蓄積されてきました。

そして今般、農場 HACCP 認証基準の一部改正（令和4年7月）やこれまでに蓄積されたノウハウを通じ、農場 HACCP の文書・記録に関する様式集を改訂しました。

本書は、これから農場 HACCP の構築を目指す畜産農場等関係者の皆さまの参考としてご活用いただける1冊です。

(公社)中央畜産会 経営支援部(情報)

〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-16-2 (第2ディーアイシービル)

TEL 03-6206-0846 FAX 03-5289-0890

E-mail book@jlja.jp URL <http://jlja.lin.gr.jp/>

価 格
4,950円
(税込)
※送料別